

保健師の  
皆様へ

公益社団法人 日本看護協会

# 看護職賠償責任保険制度

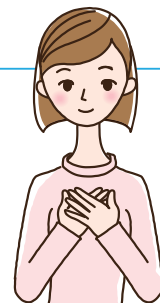
平成26年11月より補償内容を拡大！ 加入のメリットがさらにUP↑  
詳しくは、裏面をご覧ください。

あなたは「保健師」として、  
「看護専門職」として守られていますか？  
保健師として安心して働くために、あなたの活動を力強く支えます！！

「日本看護協会 看護職賠償責任保険制度」は、  
行政や事業所等で保健師活動に携わる皆様にバックアップします。  
保健師としての自分を守りましょう！

現在、保健師は行政や事業所、病院等様々な場所で活動をしています。しかし、保健師の活躍の場が広がる一方、あまり知られていないのが自分自身を万一のトラブルから守る「看護職賠償責任保険制度」です。保健師の場合、その多くは市町村などの行政で働く保健師ですが、例えば市町村が「公務員」として包括的な保険（住民訴訟や民事訴訟等に対応する保険）に加入している場合があるものの、**保健師活動上のいわゆる「看護専門職としてのトラブルには対応していない」**場合があります。

日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」は、日本国内で保健師が行う保健師業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します（詳細は、裏面）。また、本制度の加入者の皆様に対し、相談対応・支援や、情報提供も行っています。この「看護職賠償責任保険制度」をぜひご活用ください。



## 加入者向け独自サポート/ 相談・支援事業（サービス推進室）

日頃の保健活動上生じたトラブルや、万一事故が発生した場合の『相談対応・支援』、  
『医療安全に関する医療・看護情報の提供』などを行っています。

### 1 相談対応・支援

日頃の保健活動上生じたトラブルや、万一事故が発生した場合の民事・刑事・行政上の責任などに関する事案について、事故発生直後から解決に至るまでの全プロセスにおいて相談に応じ支援を行っています。さらに個別の相談事案においては、本保険制度の顧問弁護士とも連携し、加入者に対する一層のサービス向上に努めています。

### 2 医療安全に関する医療・看護情報の提供

本保険制度ホームページへの医療事故・訴訟等関連情報の掲載や、「看護職賠償責任保険制度 News」の発行（年2回以上）、研修会の開催等を通し、医療安全に関する医療・看護情報を提供しています。

「看護職賠償責任保険制度」ホームページ <https://li.nurse.or.jp>



# 看護職賠償責任保険制度

平成26年11月より補償内容を拡大しました。

「看護職賠償責任保険制度」は日本看護協会会員（開業助産師を除く）のみを加入対象とした任意加入の制度です。

○日本国内で保健師が行う業務によって、他人の身体や財物に損害を与えたり、人格権を侵害したため、法律上負担しなければならない損害賠償責任を補償します。

## 看護職賠償責任保険の対象業務

① 保健師助産師看護師法の規定に基づき、**保健師、助産師、看護師、准看護師が行う業務。**

＊災害派遣等における看護業務を含む。  
＊有資格者が業務上のスキルアップを目的として参加する研修・臨床実習等を含む。

② 助産師・看護師が行う保健教育業務・健康教育業務。  
③ 准看護師が医師または看護師の指示を受けて行う保健教育業務・健康教育業務。

④ ①②③に対する管理監督業務。

(注) 対象となる全ての業務に対して、報酬の有無は問いません。

もちろん、賠償金もしっかり補償

※お支払例は類似のケースにおいて必ず保険金をお支払することをお約束するものではありません。



### 対人賠償

保健師が特定保健指導として運動を指導していた。しかし、参加者がバランスを崩し転倒。参加者は足首を骨折し、直接賠償金を請求された等。

〈保険金の用途〉  
・参加者の治療費  
・慰謝料  
・休業補償 など

1事故 **5,000万円** 限度  
(保険期間中 1億5,000万円まで)

### 人格権侵害

相談者と面接をした際に名誉を傷つけられたとして、直接賠償金を請求された等。

〈保険金の用途〉  
・名誉毀損の賠償費用  
・秘密漏えいの賠償費用 など

1事故 **50万円** 限度  
(保険期間中 100万円まで)

### 対物賠償 UP

家庭訪問に行った際、うっかりメガネを踏んでしまい破損。直接賠償金を請求された等。

〈保険金の用途〉  
・被害財物の修理費  
・再購入費用 など

1事故 **50万円** 限度

### 初期対応費用 UP

健康づくり講座の際の調理実習（試食）の後、腹痛を訴えられた。本当に調理実習に起因するものかわからないが、ひとまず上司と一緒にお見舞いの品をもって自宅を訪問した等。

1事故 **250万円** 限度  
(うち見舞品購入費用1被患者につき 10万円限度)

※保険金のお支払対象となる事故は、次のとおりです。

- ・他人に身体障害を負わせた場合は、保険期間中に発見された身体障害事故
- ・他人の財物を損壊した場合は、保険期間中に発生した財物損壊事故
- ・他人の人格権を侵害した場合は、保険期間中に行われた不当行為による人格権侵害事故

※事故が起きた場合は、遅滞なくご報告ください。保険会社に事前の承認を得ないで賠償金・お見舞い費用等を支出した場合は保険金の一部または全部をお支払できないことがあります。

※上記以外に就業中の偶然な事故により死亡もしくは重度後遺障害が生じた場合の補償、針刺し事故等によりHBVに感染後B型肝炎を発病し治療した場合、HCV、HIVに感染された場合の補償もセットされています。

掛金は加入しやすい金額

掛金は1年間で

**2,650円**

#### 内訳

保険料1,800円 + 運営費850円

#### 運営費の使途

ご加入手続きにかかわる事務運営費、事故にかかわる情報収集等、加入者に対する相談・支援、医療安全情報提供等のサービス

※補償期間は毎年11月1日から1年間となっています。毎月1日付の中途加入も随時受付していますので、下記の看護職賠償責任保険制度コールセンターまでご遠慮なくお問い合わせください。

## お問い合わせ先

※日本看護協会入会は

各都道府県看護協会までお問い合わせください。

※看護職賠償責任保険制度についてのお問い合わせは

看護職賠償責任保険制度コールセンター

**TEL.0120-088-073**

#### 受付時間

平日 9:00 ~ 20:00

土日祝 9:00 ~ 17:00

### ● 契約者・制度運営

公益社団法人 日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル

### ● 取扱代理店

株式会社日本看護協会出版会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 日本看護協会ビル4F

TEL:03-5778-5781 (受付時間:午前10時から午後5時まで)

### ● 引受保険会社

(幹事保険会社)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区霞が関3-7-3

医療・福祉開発部第一課

TEL:03-3593-6429 (受付時間:平日 9:00 ~ 17:00)

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は、損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併して誕生した会社です。

三井住友海上火災保険株式会社

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

東京海上日動火災保険株式会社

〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

この案内は、保健師向けに看護職賠償責任保険制度の概要をご説明したものです。加入申し込みの際は必ず専用のパンフレットをご確認のうえ、お手続きをお願いします。